

令和3年4月23日

松戸市立小中学校保護者 様

松戸市教育委員会

「宿泊を伴う行事」に係る対応について（お願い）

保護者の皆様におかれましては、日頃より本市の教育活動に対しご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大が懸念されており、千葉県に「まん延防止等重点措置」が適用され、松戸市がその対象地区となりました。

つきましては、標記の件について、児童生徒の安全安心に配慮し、今後の対応を下記のとおりといたしますので、ご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。

なお、今後の感染状況等によっては、対応に変更が生じることもありまので、よろしくお願いたします。

記

1 基本的な対応

(1) 「緊急事態宣言」または「まん延防止等重点措置」が発出された場合は、その期間の宿泊行事については延期、中止、または計画の変更を行います。

(2) 上記の対応となる「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」の対象区域については次のとおりとします。

- ・「緊急事態宣言」 →千葉県及びび目的地の都道府県のいずれかに該当する場合は
- ・「まん延防止等重点措置」 →松戸市及びび目的地の市区町村のいずれかに該当する場合は

2 延期、中止に伴う企画料金及び取消料の扱いについて

保護者の負担が発生した場合は、市で対応する方向で検討しています。
決まり次第、学校を通してご連絡いたします。